

独立行政法人自動車事故対策機構就業規則

平成15年10月1日
機構規程第4号

改正	平成17年	3月15日	平成17年機構規程第5号
改正	平成21年	3月27日	平成21年機構規程(総務)第3号
改正	平成22年	3月31日	平成22年機構規程(総務)第4号
改正	平成22年	6月30日	平成22年機構規程(総務)第6号
改正	平成25年	3月26日	平成25年機構規程(総務)第1号
改正	平成28年	12月26日	平成28年機構規程(総務)第19号
改正	平成30年	7月18日	平成30年機構規程(総務)第8号
改正	平成30年	12月18日	平成30年機構規程(総務)第11号
改正	平成31年	3月27日	平成31年機構規程(総務)第14号
改正	令和元年	9月17日	令和元年機構規程(総務)第24号
改正	令和2年	3月9日	令和2年機構規程(総務)第3号
改正	令和3年	3月22日	令和3年機構規程(総務)第13号
改正	令和3年	11月26日	令和3年機構規程(総務)第31号
改正	令和5年	10月24日	令和5年機構規程(総務)第18号
改正	令和6年	3月12日	令和6年機構規程(総務)第9号
改正	令和7年	3月24日	令和7年機構規程(総務)第10号
改正	令和7年	6月9日	令和7年機構規程(総務)第17号
改正	令和7年	11月13日	令和7年機構規程(総務)第18号
改正	令和8年	3月2日	令和8年機構規程(総務)第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条第1項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)の職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程の定める事項のほか、職員の就業に関する事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、理事長が機構の職員として採用した者(以下「職員」という。)に適用する。

第2章 勤務

第1節 勤務心得

(職務の遂行)

第3条 職員は、機構の規則を遵守し、上司の指示に従って、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機構の名誉をき損し、又は機構の利益を害すること。
- (2) 職務上知ることができた秘密を漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ないで他の業務につくこと。
- (4) 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。
- (5) 機構の秩序又は職場規律をみだすこと。

(届出事項)

第5条 職員は、次の各号に掲げる事項について変更を生じた場合は、すみやかに当該職員を指揮監督する権限を有する部長、室長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）を経由して理事長に届け出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 戸籍記載事項（本人の分に限る。）
- (3) 学歴及び資格
- (4) 身元保証人に関する事項
- (5) 扶養親族に関する事項
- (6) その他人事管理上必要として指示された事項

第2節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分とし、始業時刻及び終業時刻は、次表のとおりとする。

組 織	午 前		午 後	
	始業時刻	勤務時間	始業時刻	勤務時間
本 部	9:00~12:00	3時間	13:00~17:45	4時間45分
地方機関	8:30~12:00	3時間30分	13:00~17:15	4時間15分

2 所属長は、業務又は職員に対する健康管理上必要がある場合は、別に定めるところにより、次表に掲げる範囲で職員毎に前項の始業又は終業の時刻を変更することができる。

組 織	午 前		午 後	
	始業時刻	勤務時間	始業時刻	勤務時間
本 部	8:00~12:00	4時間	13:00~16:45	3時間45分
	8:30~12:00	3時間30分	13:00~17:15	4時間15分
	9:30~12:00	2時間30分	13:00~18:15	5時間15分
	10:00~12:00	2時間	13:00~18:45	5時間45分
地方機関	7:30~12:00	4時間30分	13:00~16:15	3時間15分

	8:00～12:00	4時間	13:00～16:45	3時間45分
	8:15～12:00	3時間45分	13:00～17:00	4時間
	9:00～12:00	3時間	13:00～17:45	4時間45分
	9:30～12:00	2時間30分	13:00～18:15	5時間15分
	10:00～12:00	2時間	13:00～18:45	5時間45分

3 第1項に定める1週間の勤務時間の起算日は土曜日とする。

(休憩時間)

第7条 休憩時間は、12時から60分間とする。

2 所属長は、業務上必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、休憩時間又はその開始時刻を変更することができる。

3 所属長は、前項の場合においても、始業時刻から終業時刻までの間に60分間の休憩時間を確保しなければならない。

(休日)

第8条 本部及び沖縄支所における休日は、第1号から第3号及び第5号とし、地方機関（沖縄支所を除く）における休日は第1号から第5号とする。

(1) 日曜日及び土曜日（地方機関（沖縄支所を除く）は、土曜日のうち月の第一及び第三土曜日については開業日であるため除く）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日

(4) 地方機関（沖縄支所を除く）は、月の第一及び第三土曜日が開業日（当該日が第2号又は第3号に掲げる日に当たる場合は休業日）であるため、当該開業日の翌週の月曜日が休日。ただし、その日が第2号に掲げる日となる場合は、その翌日（当該日が第2号に掲げる日となる場合は直後の勤務日）が休日

(5) その他理事長が特に指定する日

2 所属長は、業務上必要がある場合は、前項の休日を他の日と振り替えることができる。振り替えられた休日の勤務は、当該他の日の勤務のとおりとする。

3 第1項で定める休日のうち日曜日を労働基準法第35条に定める休日（法定休日）とする。

第3節 時間外勤務及び当直

(時間外勤務)

第9条 職員は、業務上必要がある場合は、第6条に規定する勤務時間以外の時間又は前条に規定する休日に勤務を命ぜられることがある。

第4節 出勤及び欠勤

(出退勤)

第10条 職員は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら勤怠管理システムにより出勤

時刻又は退勤時刻を打刻しなければならない。

2 職員は、機構の業務のため、出勤できない場合又は始業時刻までに出勤できない場合は、事前にその事由を付して所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

(遅刻等)

第11条 職員は、遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に一時職務を離れる場合は、事前にその事由を付して所属長に届け出なければならない。ただし、災害等やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかつた場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

(欠勤日の年次休暇への振替)

第12条 職員は、前条第1項の届出をした場合は、その時間又は日数を第14条に規定する年次休暇の日数の範囲内で当該休暇に振り替えることを請求することができる。

第5節 有給休暇、育児休業及び介護休業等

(有給休暇)

第13条 有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第14条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間において20日の年次休暇を受けることができる。

2 年の途中で採用された職員の受けることのできる年次休暇の日数は、その職員の採用された日の属する月に応じて、それぞれ次表に定めるとおりの日数（以下「基本日数」という。）とする。ただし、国家公務員等から引き続き機構の職員となった者の年次休暇の日数は、20日に当該年の前年の年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数に達するまでの日数）とする。

採用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

3 前2項の年次休暇の未使用分が生じた場合は、年次休暇を受けてから2年以内に限り繰り越すことができる。ただし、年の途中で国家公務員等から引き続き機構の職員となった者の年次休暇（基本日数又は基本日数に達するまでの日数として受けた年次休暇の日数を除く。）は、国家公務員等として在職期間中に受けた年次休暇に応じて、受けてから2年以内に限り繰り越すことができる。

4 年次休暇は1日、半日又は1時間を単位として使用することができる。ただし、1時間単位の年次休暇は、年に5日を限度として使用することができる。

5 第1項の年次休暇を受けた職員又は第2項の10日以上の日数の年次休暇を受けた職員は、

当該年次休暇を受けた日から1年以内に、年次休暇を少なくとも5日使用（前項の1時間を単位として使用するものを除く。）するものとする。

6 前項の年次休暇の使用日数に、第1項の年次休暇又は第2項の10日以上の年次休暇を受けた日から1年を経過する日の3箇月前時点において未使用分がある場合は、所属長は、当該使用日数に達するまでの年次休暇の使用の時季を職員の意見を聴いた上で指定するものとする。

7 所属長は、職員から年次休暇の使用の時季の変更の申し出があった場合は、前項と同様に取扱うものとする。

（病気休暇）

第15条 職員は、負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、年次休暇又は特別休暇を使用した日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

2 前項ただし書き、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（この場合、要勤務日が4日以上であるものに限る。）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に「独立行政法人自動車事故対策機構職員の育児休業、介護休業等に関する達」第17条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない時間、生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間、第17条第1項表中第11号から14号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間及び介護休暇により勤務しない時間（以下この項において「育児短時間勤務等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児短時間勤務等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が6月に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日

以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が6月に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書き及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、病気休暇の単位は、必要に応じて1日又は1時間を単位として取り扱う。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。
- 7 理事長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、症状及び療養必要日数を記載した医師の診断書の提出を求めるものとする。この場合において、診断書が提出されないとき、その他特に必要があると認めるときは、理事長が指定する医師の診断を求めることができる。

(1) 連続する8日以上期間（この場合、要勤務日が4日以上であるものに限る。）の特定病気休暇

(2) 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

（生理日の就業が著しく困難な場合）

第16条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求した場合には、所属長は、その者を生理日に勤務させてはならない。

2 前項の休暇は、病気休暇とし、前条第2項の規定を準用する。

（特別休暇）

第17条 職員は、次表の区分に掲げる場合には、同表に定める日数又は時間の範囲内で特別休暇を受けることができる。

区分		日数又は時間
結婚の場合	(1) 本人が結婚する場合	5 日
	(2) 子が結婚する場合	2 日
	(3) 兄弟姉妹が結婚する場合	1 日
出産の場合	(4) 本人が出産する場合	出産予定日前6週間（

場合		多胎妊娠の場合にあつては、14週間)及び出産後8週間
	(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合	2日(休暇の単位は、1日又は1時間)
	(6) 配偶者が出産する場合であつて、出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)及び出産後1年の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が、これらの子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間(休暇の単位は、1日又は1時間)
死亡の場合	(7) 配偶者が死亡した場合	10日
	(8) 父母又は子が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあつては7日、その他の者にあつては4日
	(9) 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあつては4日、その他の者にあつては3日
	(10) 3親等以内の親族(配偶者、父母、子、祖父母及び兄弟姉妹を除く。)が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあつては3日、その他の者にあつては1日
その他の場合	(11) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間(休暇の単位は、1日又は1時間)
	(12) 妊産婦である女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	以下回数(1回につき1日) 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 出産後1年まで その間に1回

		ただし医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数
(13) 妊娠中である女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合		勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間
(14) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり、適宜の休息又は捕食が必要であると認められる場合		必要時間
(15) 生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合		1日2回、1回30分 (男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親がこの休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を請求した場合は、当該請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)
(16) 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学校に就学している子（配偶者の子を含む。以下この区分において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）、若しくは感染症に伴う学校閉鎖等になったその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式若しくは卒園（卒業）式への参加のため勤務しないことが相当と認められる場合		一の年において5日（小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学校に就学している子が二人以上の場合にあつては、10日）（休暇の単位は、1日、半日又は1時間）
(17) 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他理事長が認めた者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下のこの号において「要介護者」という。）の介護又は要介護者の通院等の付添い若しくは要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介		一の年において5日（要介護者が二人以上の場合にあつては、10日） (休暇の単位は、1日、半日又は1時間)

護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合	
(18) 天災、不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由がある場合	必要日数又は必要時間
(19) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要日数又は必要時間
(20) 職員が第36条第1項に規定する健康診断を受診した場合	1日又は必要時間
(21) 職員の勤務能率の発揮及び増進のため機構が計画したレクリエーション等の行事に参加した場合	必要日数又は必要時間
(22) 父母の祭日の場合	1日
(23) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月の期間における、休日を除いて原則として連続する5日
(24) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病に	一の年において5日

	より常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
	(25)職員が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に規定する裁判員として裁判所へ出頭する場合	必要日数又は必要時間

2 職員は、前項の場合において、片道5時間以上の旅行を必要とする場合は、同項に規定する日数に往復に必要な日数を加算した日数の特別休暇を受けることができる。

3 特別休暇が休日の前後にわたるときは、当該休日を特別休暇の日数に算入するものとする。

（休暇の届出）

第18条 職員は、有給休暇を受けようとする場合は、事前にその事由を付して届け出て、所属長の承認を受けなければならない。ただし、災害等やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかつた場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

2 所属長は、前項の届け出があつた場合には、原則、これを承認しなければならない。ただし、当該届け出られた年次休暇を承認することが業務の正常な運営に支障がある場合においては、他の時期にこれを変更することができる。

3 所属長は、病気休暇及び特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証拠書類の提出を求めることができる。

（育児休業及び介護休業等）

第19条 職員は育児休業、介護休業及び早出遅出勤務等を受けようとする場合は、事前に申し出て理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の育児休業、介護休業及び早出遅出勤務等に関する事項については、別に定めるところによる。

（妊産婦の業務軽減等）

第20条 理事長は、妊娠中である女性職員から申し出があつた場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 理事長は、妊産婦である女性職員から申し出があつた場合には、その者に時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務をさせてはならない。

第6節 出張及び研修

（出張及び研修の命令）

第21条 職員は、業務上必要がある場合は、出張又は研修を命ぜられることがある。

2 出張又は研修を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。

第3章 給与

（給与）

第22条 職員の給与は、別に定めるところにより支給する。

第4章 任免

第1節 採用

(試用期間)

第23条 職員に採用された者については、採用の日から6月を試用期間とする。ただし、国家公務員等から引続き機構の職員となった者については、この限りでない。

2 職員は、前項の試用期間中において職員としてふさわしくないと認められた場合は、第32条の規定にかかわらず解雇されることがある。

(書類の提出)

第24条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 誓約書及び身元保証書
- (4) その他人事管理上必要として指示された事項に関する書類

第2節 人事異動

(人事異動)

第25条 職員は業務上必要がある場合に、人材育成方針等に基づき勤務場所又は従事する業務の変更、出向その他人事上の異動を命ぜられることがある。

2 人事異動を命じる場合、当該人事異動が行われる前の適切な時期にその人事異動の内容を通知する。

3 人事異動を命ぜられた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

4 第1項の勤務場所の変更を命ぜられた場合は、その命令を受けた日から起算して7日以内に旧任地を出発しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出発を延期することについて、事前に新任地における所属長の承認を得た場合はこの限りでない。

5 第1項の勤務場所の変更を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。

第3節 降格

(本人の意に反する降格)

第26条 勤務評価の結果又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合は、別に定めるところにより、その意に反して職員を降格させることができる。

第4節 休職及び復職

(休職)

第27条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員に休職を命ずることができる。ただし、試用期間中の者に関しては適用しない。

- (1) 特定病気休暇の期間が継続して90日を超えるとき。
- (2) 前号による休職から復職後6月以内に、同一と認められる傷病又は同一の傷病に起因すると認められる傷病により再度休養を要するとき。
- (3) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (4) その他特別の事由があるとき。

2 前項第1号又は第2号に規定する休職は、医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、産業医又は理事長が指定する医師の診断を受診すべきことを命じることがある。

3 休職の命令は理事長が行い、本人への通知をもって行う。本人が出勤しないときは、機構へ届け出ている住所若しくは居所への送達を、居所が不明のときは、機構内の掲示をもって、通知したものとみなす。

(休職者の身分)

第28条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務には従事しない。

2 休職者は、休職にされたときに占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職はこの限りではない。

3 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(休職の期間)

第29条 第27条第1項第1号又は第2号の規定による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内において理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 第27条第1項第2号の規定による再休職の期間は、前項の規定の適用において、直前の休職期間と連続しているものとみなす。

3 第27条第1項第3号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

4 第27条第1項第4号の規定による休職の期間は、理事長がその都度定める。

(復職)

第30条 理事長は、第27条第1項各号に規定する休職の期間が満了する前又は満了した場合において休職事由が消滅したときは、当該職員が退職し、懲戒免職され、又は他の事由により休職にされない限り、すみやかに当該職員に復職を命ずるものとする。ただし、第27条第1項第1号又は第2号の規定により休職にされた職員の復職の判断は、医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、産業医又は理事長が指定する医師の診断を受診すべきことを命じることがある。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第31条 職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職するものとする。

- (1) 退職を願い出て理事長の承認を得た場合
- (2) 第27条に規定する休職の期間が満了した場合において、なお、休職の事由が消滅せず、復職ができない場合
- (3) 年齢満60歳に達した日以後における最初の3月31日を迎えた場合

(解雇)

第32条 職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員を解雇することができる。

- (1) 職員としての能力を著しく欠く場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられない場合
- (3) 定員の減少又は組織の改廃により過員又は廃職を生じた場合
- (4) 第42条に規定する免職の懲戒を受ける事由がある場合
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(退職手当)

第33条 職員が退職し、解雇され又は死亡した場合における退職手当の支給については、別に定めるところによる。

第5章 保健衛生

(協力義務)

第34条 職員は、衛生管理者の指示に従い、保健衛生上必要と認める措置について、協力しなければならない。

(伝染病の届出等)

第35条 職員は、本人、本人の同居者若しくは近隣の者が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり若しくはその疑いがある場合は、ただちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合には、その職員に、一定期間を限り療養又は出勤停止を命ずることができる。

3 同居者又は近隣の者が感染症にかかり若しくはその疑いがある場合で、前項の出勤停止の命令を受けて欠勤したときは、その欠勤は出勤とみなす。

(健康診断)

第36条 職員は、機構が毎年定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断の結果必要があると認められる場合その他保健衛生上必要があると認められる場合には、その職員に療養を命じ又は必要な措置をとらなければならない。

第6章 災害補償

(療養費の負担等)

第37条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険

法第7条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は、労働基準法の定めるところに従い、その職員について必要な療養を行い、又は必要な療養費を負担する。

(障害補償)

第38条 職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、なお身体に障害を存するときは、労働基準法の定めるところに従い、その職員に障害補償を行う。

(遺族補償及び葬祭料)

第39条 職員が職務上死亡した場合は、労働基準法の定めるところにより、その遺族又は当該職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対して遺族補償を行い葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。

(保険給付との関係)

第40条 この章の規定により補償を受けるべき職員が、同一事由について労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところにより、この章の災害補償に相当する保険給付を受ける場合には、その給付の限度において、この章の規定による補償は行わない。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第41条 職員が、機構の業務に関し特に功労があった場合又は勤務成績優秀で、他の模範とするに足ると認められた場合は、別に定めるところにより、これを表彰する。

(懲戒)

第42条 職員がこの規則に違反した場合は、別に定めるところにより、次の区分による懲戒を行う。

懲戒の種類	懲戒の内容
戒告	将来を戒める
減給	労働基準法に定める範囲内で、情状により適宜給与を減額する。
停職	3月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合には、当該期間中の給与は支給しない。
免職	予告しないで解雇する。

(損害賠償)

第43条 職員が、故意又は重大な過失により、機構に損害を及ぼした場合は、前条の規定により懲戒を行うほか、情状により、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第8章 補則

(読み替え)

第44条 部長、主管支所長又は支所長の職にある職員について、第5条、第6条第2項、第8条第2項、第11条、第22条又は第35条第1項の規定を適用する場合には、こ

これらの規定中「当該職員を指揮監督する権限を有する部長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）」又は「所属長」とあるのは、それぞれ「総務担当理事」と読み替えるものとする。

- 2 審議役の職にある職員について、第5条、第6条の2第1項、第8条第2項、第11条又は第35条第1項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該職員を指揮監督する権限を有する部長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）又は「所属長」とあるのは、それぞれ「総務担当理事」と、第6条第2項、第7条第2項、第10条第2項、第11条又は第19条第1項の規定を適用する場合には、これらの規定中「所属長」とあるのは、「審議役」と読み替える。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第28条第3号の規定により退職となる職員で、退職後再任用又は嘱託として引き続き雇用されることを希望する職員については、年齢が65歳に達する日以後における最初の3月31日まで継続雇用する。ただし、以下の事由に該当する者についてはこの限りではない。
 - (1) 心身の故障等により職務遂行に重大な支障のある者
 - (2) 職員としての能力を著しく欠く者
 - (3) その他勤務状況が著しく不良であるなど職員としての職責を果たすことができないと認められる者
- 3 前項の場合における再任用及び嘱託としての継続雇用については、別に定めるところによるものとする。

附 則（平成17年3月15日 機構規程第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 機構規程（総務）第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 機構規程（総務）第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日 機構規程（総務）第6号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 機構規程（総務）第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日 機構規程（総務）第19号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年7月18日 機構規程（総務）第8号）

この規則は、平成30年7月18日から施行する。

附 則（平成30年12月18日 機構規程（総務）第11号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 機構規程（総務）第14号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条第5項から第7項の規定は、平成31年4月1日以後、最初に受ける10日以上の子次休暇から適用するものとする。

附 則（令和元年9月17日 機構規程（総務）第24号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日 機構規程（総務）第3号）

この規則は、令和2年3月9日から施行する。

附 則（令和3年3月22日 機構規程（総務）第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日 機構規程（総務）第31号）

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日以前の日から傷病により欠勤し施行日以降もこれが継続する者についての第15条各項の取り扱いについて、「90日」とあるのは、「欠勤を開始した日から施行日の前日までの日数を90日から減じた日数」と読み替える。
- 3 この規則の附則（平成15年10月1日機構規程第4号）第2項について、「第27条第3号」とあるのは、「第30条第3号」と読み替える。

附 則（令和5年10月24日 機構規程（総務）第18号）

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日 機構規程（総務）第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日 機構規程（総務）第10号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月9日 機構規程（総務）第17号）

この規則は、令和7年6月9日から施行する。

附 則（令和7年11月13日 機構規程（総務）第18号）
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日 機構規程（総務）第1号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。